

# 事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長

## <改正のポイント>

### 1.趣旨・背景

経営者の年齢ピークは、法人版事業承継税制(特例措置)の創設当時(2018(平成30)年)の60代後半から50代後半になり、事業承継は一定程度進んでいるが、未だに事業承継が必要になる70代以上の経営者が多く存在している。このような状況を踏まえて、適用期限が到来するまでの間、本制度を最大限に活用できるよう、特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限を延長する。

### 2.内容

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度については、特例承継計画の提出期限を1年6か月延長する。また、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6か月延長する。

		改正前	改正後
法人版事業承継税制 (特例措置)	特例承継計画の提出期限	2026(令和8)年3月31日※	2027(令和9)年9月30日
	適用期限	2027(令和9)年12月31日	同左(改正なし)
個人版事業承継税制	個人事業承継計画の提出期限	2026(令和8)年3月31日※	2028(令和10)年9月30日
	適用期限	2028(令和10)年12月31日	同左(改正なし)

※特例承継計画等の提出期限は2024年度(令和6年度)改正により2024(令和6)年3月31日から2年延長

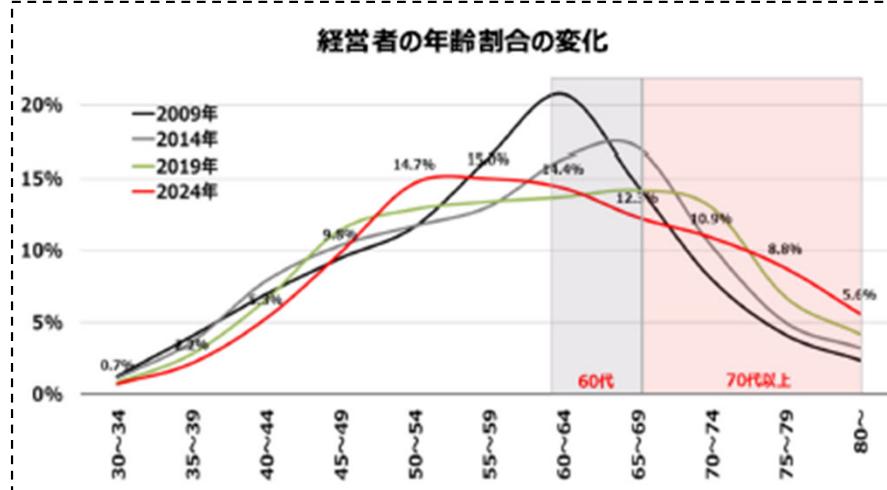
### 3.実務のポイント

本制度の適用期限は延長されない見込みであるため、適用を受ける可能性がある場合は、早めに事業承継計画の策定に着手したほうがよい。

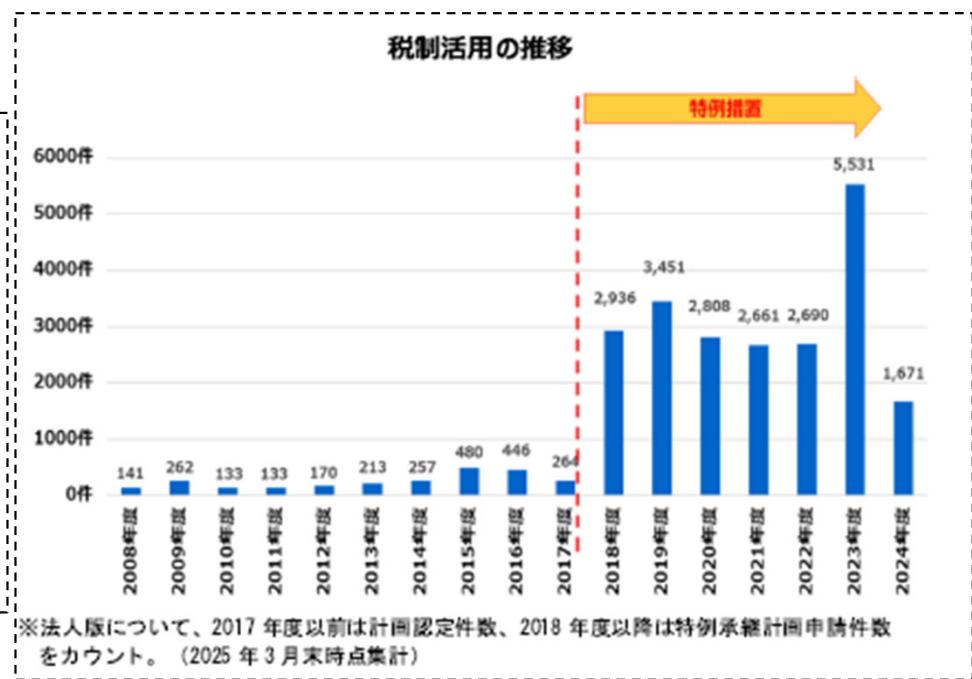
## 1. 改正の趣旨・背景

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が問題視される中、円滑な事業承継を促進するため、非上場会社株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度について、2018(平成30)年から10年間の期間限定でより使い勝手の良い特例措置が創設された(法人版事業承継税制の特例措置)。また、個人事業者についても円滑な事業承継を促進するため、2019(平成31)年から10年間の期間限定で特定の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度が創設された(個人版事業承継税制)。

特例措置の創設により法人版事業承継税制の適用件数は急増したものの、2020(令和2)年から2022(令和4)年の特例承継計画の申請件数はコロナ禍の影響で件数が減少しており、2023(令和5)年度は特例承継計画の提出期限の延長前により、駆け込み需要等で大幅に増加したものの、その反動により2024年度の申請件数が減少した。経営者年齢のピークの人数割合は、2018(平成30)年創設当時は60代後半であったが、2024(令和6)年には50代後半になり、一定程度の事業承継が進展していることが示唆される。一方で、未だ70代以上の事業者も多く存在している。



(出典:経済産業省 令和8年度税制改正要望事項)



(出典:経済産業省 令和8年度税制改正要望事項)

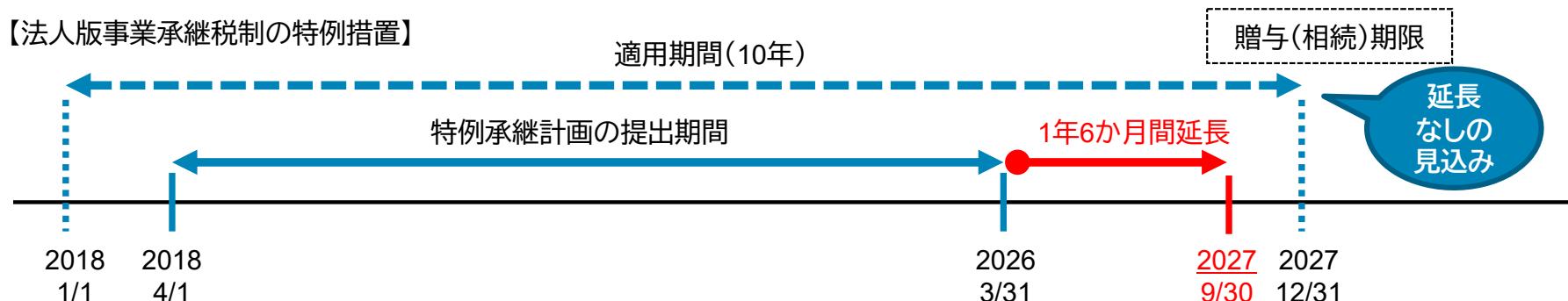
(相続・贈与税・事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長)

## 2. 改正の内容・実務のポイント

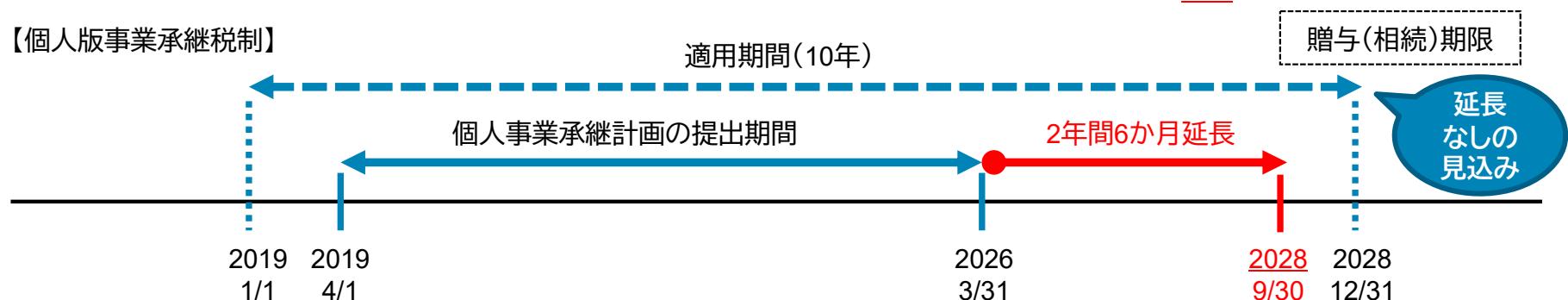
### (1) 改正の内容

事業承継税制の特例措置の適用期限が到来するまでの間、制度を最大限に活用できるように法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限を1年6か月延長する。また、個人版事業承継税制の個人事業承継計画の提出期限を2年6か月延長する。

#### 【法人版事業承継税制の特例措置】



#### 【個人版事業承継税制】



### (2) 実務のポイント

本制度の適用期限は延長されない見込みであるため、適用を受ける可能性がある場合は、早めに事業承継計画の策定に着手したほうがよい。今後の事業承継のあり方については、2027(令和9年度)税制改正において結論が示される。

### 3.実務上の留意点

#### 後継者の役員要件に注意

贈与:贈与直前に代表者、相続:相続直前に役員等、みなし相続:相続直前に代表者

(1)法人版事業承継税制の特例措置(贈与税)では、後継者が贈与直前に代表権を有していることが求められている。

(2)法人版事業承継税制の特例措置(相続税)では、被相続人が70歳未満である場合又は後継者が特例承継計画に記載された者である場合を除き、後継者が先代経営者の相続直前に役員等であることが求められている。また、相続開始の日の翌日から5月を経過する日において特例認定承継会社の代表権を有することも要件となっている。

ポイント:先代経営者が70歳以上の場合、後継者を役員登用するか、特例承継計画を提出するかの検討が必要となる。

(3)みなし相続※の場合は、相続日に「代表者」であることが求められている。

ポイント:承継期間経過後は代表者要件は求められていないため、後継者が代表者から外れるケースも想定されるが、先代経営者(贈与者)の予期せぬ相続に備えるため、後継者は引き継ぎ代表者であることが望ましい。

※みなし相続:

贈与税の納税猶予制度を適用して株式の贈与を行った贈与者に相続が発生した場合、猶予されていた贈与税は免除となるが、贈与により取得していた株式は、相続により取得されたものとみなされ、相続税の課税対象となる。ただし、一定の要件を満たすことで、相続により取得されたものとみなされた株式に対して相続税の納税猶予制度を適用することができる。

# (参考) 制度の概要 法人版事業承継税制の特例措置(相続税)

## 【非上場株式等に係る相続税の納税猶予・免除の特例措置】

### 【先代経営者等の要件】

- 代表権を有していたこと
- 先代経営者と同族関係者で総議決権数の50%超を有すること
- 同族関係者(後継者を除く)のうち議決権を最も多く有する者であること 等
- 先代経営者以外
- 先代経営者からの相続・贈与後一定期間内の相続等であること 等

(注)先代経営者が70歳未満で死亡した場合、または、相続発生前に特例承継計画の確認を受けている場合には、この限りではない。

### 【特例後継者の要件】

- 相続開始の直前において、特例認定承継会社の役員等(注)であり、相続開始の日の翌日から5月を経過する日において特例認定承継会社の代表権を有すること(親族・親族外は問わない)
- 後継者と同族関係者で総議決権数の50%超を有すること
- 同族関係者のうち議決権を最も多く有する者(後継者が複数名の場合は、議決権数が上位2名又は3名の者(総議決権数10%以上を有する者に限る))であること 等



### 【特例認定承継会社の要件】

- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けていること(一般制度同様、上場会社、風俗営業会社、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないこと等の要件がある)

### 【減免措置】

一定の要件を満たす場合には、株式の譲渡若しくは合併、株式交換等の対価の額又は解散時における相続税評価額を基に納付金額を再計算し、当該納付金額が当初の納税猶予税額を下回る場合は当該差額を免除

### 【特例承継計画の要件】

- 2027(令和9)年9月30日までに特例承継計画を都道府県知事に提出していること
- 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画であること

特例経営承継期間内は毎年1回、その後は3年毎に税務署長への届出も必要

以下の場合には猶予税額が免除される  
 -特例経営承継期間内も含め特例後継者が死亡した場合  
 -会社が倒産した場合  
 -次の後継者へ贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与をした場合 等

(相続・贈与税・事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長)

# (参考) 制度の概要 法人版事業承継税制の特例措置(贈与税)

## 【非上場株式等に係る贈与税の納税猶予・免除の特例措置】

### 【先代経営者等の要件】

- 先代経営者
- 代表権を有していたこと
- 贈与の時に代表権を有していないこと
- 先代経営者と同族関係者で総議決権数の50%超を有すること
- 同族関係者(後継者を除く)のうち議決権を最も多く有する者であること 等
- 先代経営者以外
- 贈与の時に代表権を有していないこと
- 先代経営者からの相続・贈与後一定期間内の贈与であること 等

### 【特例認定承継会社の要件】

- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けていること(一般制度同様、上場会社、風俗営業会社、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないこと等の要件がある)

### 【特例承継計画の要件】

- 2027(令和9)年9月30日までに特例承継計画を都道府県知事に提出していること
- 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画であること

### 【相続時精算課税制度】

特例後継者が贈与者の推定相続人、孫以外の者である贈与も相続時精算課税制度の適用対象(原則的評価額による)

先代経営者等

保有株式の一括贈与(注)

特例後継者

特例措置

- ・納税猶予対象株式は、取得した全ての株式
- ・納税猶予税額は株式に係る贈与税の100%
- ・納税猶予税額は暦年課税又は相続時精算課税による計算

(注)全部または一定以上

特例経営承継期間(5年間)

### 【事業継続要件】

- 5年間の事業継続
  - ・特例後継者が引き継ぎ代表者であること
  - ・取得した納税猶予対象株式の継続保有等
- 5年間の雇用確保要件
  - ・雇用の8割以上を維持できなかったとしても一定の書類を都道府県知事に提出すれば納税猶予は継続

特例認定承継会社

特例承継計画

認定  
チ  
エ  
ツ  
ク  
事  
業  
継  
続  
の  
方  
向  
け

都道府県知事

認定経営革新等  
支援機関

### 【減免措置】

一定の要件を満たす場合には、株式の譲渡若しくは合併、株式交換等の対価の額又は解散時における相続税評価額を基に納付金額を再計算し、当該納付金額が当初の納税猶予税額を下回る場合は当該差額を免除

特例経営承継期間内  
は毎年1回、その後は3  
年毎に税務署長への  
届出も必要

先代経営者等(贈与者)が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除され、先代経営者等から特例後継者に相続又は遺贈があったものとみなして相続税が課税される。なお、一般制度と同様に、都道府県知事の「確認」を受け要件を満たせば、課税された相続税の納税猶予の適用が可能となる。

(相続・贈与税:事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長)

## (参考) 制度の概要 個人版事業承継税制(相続税)

### 【特定事業用資産に係る相続税の納税猶予・免除制度】

2019(平成31)年  
1月1日 4月1日

2028(令和10)年  
9月30日

2028(令和10)年  
12月31日

特例期間(10年間)

← 承継計画書 提出期間 →

都道府県



個人事業者  
(被相続人)

認定経営革新等支援機関の指導及び助言  
を受けて作成された「個人事業承継計画」

特定事業用資産  
① 宅地等(面積400m<sup>2</sup>まで)  
② 建物(床面積800m<sup>2</sup>まで)  
③ ②以外の減価償却資産で次のもの  
・ 固定資産税の課税対象とされているもの  
・ 自動車税等の営業用の標準税率が適用されるもの  
・ その他一定のもの(一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)

で青色申告書の貸借対照表に計上  
されているもの

相続税の申告期限から3年毎に  
税務署に継続届出書の提出が必要

相続発生

・相続直前に特定事業用資産に係る事業に従事(注)していること 等  
(注)被相続人が60歳未満で死亡した場合には、この限りではない。

後継者  
(認定相続人)

後継者の死亡等

相続税

相続税の猶予

特定事業用資産の保有  
事業の継続  
不動産貸付事業等以外

猶予税額の免除

猶予が打ち切りとなる場合  
⇒利子税(※)を含め猶予税額を納付

猶予が打ち切りとなる具体例  
・特定事業用資産に係る事業を廃止した場合  
・特定事業用資産を譲渡した場合 等

猶予税額の全額免除要件

(イ)認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合  
(ロ)認定相続人が一定の身体障害等に該当した場合  
(ハ)認定相続人について破産手続開始の決定があった場合 等

※ 年3.6%(利子税の特例(特例基準割合が0.9%の場合)を適用した場合は、年0.4%)

(相続・贈与税:事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長)

## (参考) 制度の概要 個人版事業承継税制(贈与税)

### 【特定事業用資産に係る贈与税の納税猶予・免除制度】

